結果の概要

1 労働時間制度

(1) 所定労働時間

1日の所定労働時間は、1企業平均 7時間 45 分、労働者 1 人平均 7時間 45 分となっている。 週所定労働時間は、1 企業平均 39 時間 26 分、労働者 1 人平均 39 時間 03 分となっている。 週所定労働時間の 1 企業平均を企業規模別にみると、1,000 人以上が 38 時間 58 分、300~999 人が 39 時間 02 分、100~299 人が 39 時間 20 分、30~99 人が 39 時間 30 分となっている。 産業別にみると、金融業、保険業が 38 時間 00 分で最も短く、宿泊業、飲食サービス業が 40 時間 17 分で最も長くなっている。 (第 1 表)

第1表 1日及び週所定労働時間

(単位:時間、分)

企業規模・産業・年	1日の所知	定労働時間	週所定労働時間				
工未况供"	1 企業平均 ¹⁾	労働者1人平均 ²⁾	1 企業平均 ¹⁾	労働者1人平均2)			
平成27年調査計	7 : 45	7 : 45	39 : 26	39 : 03			
1,000人以上	7 : 46	7 : 44	38 : 58	38 : 41			
300~999人	7 : 44	7 : 44	39 : 02	38 : 56			
100~299人	7 : 47	7 : 46	39 : 20	39 : 17			
30 ~ 99人	7 : 44	7 : 45	39 : 30	39 : 26			
鉱業,採石業,砂利採取業	7: 39	7 : 34	39 : 07	38 : 28			
建設業	7 : 41	7 : 45	39 : 35	39 : 23			
製造業	7: 48	7 : 49	39 : 16	39 : 03			
電気・ガス・熱供給・水道業	7 : 41	7 : 41	38 : 39	38 : 27			
情報通信業	7:46	7 : 41	38 : 53	38 : 26			
運輸業,郵便業	7: 40	7 : 42	39 : 32	39 : 17			
卸売業, 小売業	7 : 42	7:46	39 : 33	39 : 10			
金融業,保険業	7: 34	7: 27	38 : 00	37 : 17			
不動産業,物品賃貸業	7 : 42	7 : 41	39 : 12	38 : 55			
学術研究, 専門・技術サービス業	7: 45	7: 43	38 : 45	38 : 36			
宿泊業,飲食サービス業	7 : 46	7: 49	40 : 17	39 : 56			
生活関連サービス業,娯楽業	7: 36	7: 37	39 : 26	39 : 31			
教育, 学習支援業	7 : 41	7: 36	39 : 11	38 : 57			
医療,福祉	7: 52	7 : 47	39 : 35	39 : 19			
複合サービス事業	7: 36	7: 34	38 : 38	38 : 16			
サービス業(他に分類されないもの)	7 : 45	7 : 47	39 : 18	39 : 12			
平成27 [※] 年調査計 ³⁾	7 : 44	7 : 45	39 : 27	39 : 03			
26	7: 43	7 : 44	39 : 29	39 : 05			
25	7 : 44	7: 45	39 : 25	39 : 03			
24	7: 44	7 : 45	39 : 22	39 : 03			
23	7: 43	7 : 44	39 : 23	39 : 01			

注: 平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

^{1) 「1}企業平均」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間、週所定労働時間をそれぞれ 平均したものである。

^{2) 「}労働者1人平均」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間、週所定労働時間を企業の労働者数 (所定労働時間の定めのない者は除く。)によりそれぞれ加重平均したものである。

³⁾ 平成27^{**}年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

(2) 週休制

主な週休制の形態をみると、「何らかの週休2日制」を採用している企業割合は85.2%となっている。

「完全週休2日制」を採用している企業割合は、50.7%となっている。これを企業規模別に みると、1,000人以上が69.3%、300~999人が59.5%、100~299人が54.1%、30~99人が48.3% となっている。産業別にみると、金融業、保険業が91.2%で最も高く、鉱業、採石業、砂利採取業が22.6%で最も低くなっている。(第2表)

第2表 主な週休制 1)の形態別企業割合

						(単位: 70)
企業規模・産業・年	全企業 ²⁾	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週 休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ³⁾	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ⁴⁾
平成27年調査計	[100.0] 100.	0 6.8	85. 2	34. 5	50.7	8.0
1,000人以上 300~999人 100~299人 30~ 99人	[2.1] 100. [6.6] 100. [20.8] 100. [70.4] 100.	0 1.9 0 4.2	86. 9 86. 5 84. 8 85. 1	26. 9 30. 7	69. 3 59. 5 54. 1 48. 3	12. 1 11. 7 11. 0 6. 7
鉱業,採石業,砂利採取業 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報難,郵便業 運輸業,郵便業 卸売業,小売業 金融業,外除業 不動産業,物品賃貸業 学術研究,専門・技術サービス業 宿泊関連サービス業 生活関連サービス業,娯楽業 教育,学習支援業 医療,福祉 複合サービス事業 サービス業(他に分類されないもの)	[0. 1] 100. [6. 2] 100. [23. 3] 100. [0. 1] 100. [3. 4] 100. [8. 0] 100. [17. 9] 100. [1. 0] 100. [1. 7] 100. [2. 3] 100. [5. 9] 100. [4. 4] 100. [2. 8] 100. [14. 9] 100. [7. 4] 100.	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	90. 0 84. 5 84. 3 85. 4 93. 3 81. 6 80. 8 95. 9 85. 3 90. 8 77. 8 85. 0 92. 7 91. 1 89. 6	44. 4 36. 7 19. 6 5. 8 52. 1 34. 3 4. 8 39. 2 13. 6 48. 0 38. 3 31. 6 24. 7 33. 4	22. 6 40. 0 47. 6 65. 8 87. 5 29. 6 46. 5 91. 2 46. 1 77. 3 31. 7 39. 5 53. 4 67. 9 57. 7 58. 2	13. 2 12. 4
平成27 ^{**} 年調査計 ⁵⁾ 26 25 24 23	100. 100. 100. 100. 100.	0 9.7 0 7.8 0 6.5	84. 1 84. 3 85. 3 88. 7 85. 5	37. 4 39. 4 44. 2		8. 2 6. 0 6. 8 4. 8 5. 7

注: 平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

^{1) 「}主な週休制」とは、企業において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。

^{2) []}内の数値は、全企業に対する企業規模、産業別の企業割合である。

^{3) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制等をいう。

^{4) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

⁵⁾ 平成27*年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、 時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

週休制の形態別適用労働者割合をみると「何らかの週休2日制」が適用されている労働者割合は85.2%、「完全週休2日制」が適用されている労働者割合は61.1%となっている(第3表)。

第3表 週休制の形態別適用労働者割合

							(単位:%)
企業規模・産業・年	労働者計	1)	週休1日制 又は週休 1日半制	何らか <i>の</i> 週 休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ²⁾	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 3)
平成27年調査計	[100.0]	100.0	3.3	85. 2	24. 1	61.1	11.6
1,000人以上 300~999人 100~299人 30~ 99人	[35.8] [19.5] [21.6] [23.1]	100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	0. 9 1. 8 4. 1 7. 2	85. 4 86. 3 84. 5 84. 5	12. 0 22. 7 30. 4 37. 1	73. 4 63. 7 54. 1 47. 4	13. 7 11. 8 11. 4 8. 3
鉱業,採石業,砂利採取業 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業,郵便業 卸売業,小売業 金融業,保険業 不動産業,物品賃貸業 学術研究,専門・技術サービス業 宿泊業,飲食サービス業 生活関連サービス業,娯楽業 教育,学習支援業 医療,福祉 複合サービス事業 サービス業(他に分類されないもの)	[0.1] [5.2] [28.7] [0.9] [5.6] [9.2] [14.8] [4.4] [1.8] [2.5] [2.7] [2.5] [3.3] [12.3] [0.9] [5.1]	100. 0 100. 0	5. 8 5. 3 0. 9 0. 1 0. 0 8. 8 3. 0 0. 1 2. 1 0. 1 10. 5 12. 9 9. 6 1. 8 3. 6 4. 7	90. 6 89. 5 85. 0 86. 6 94. 4 75. 4 80. 5 98. 9 89. 4 78. 4 79. 7 82. 1 88. 9 93. 3 86. 6	53. 0 30. 4 21. 0 6. 4 3. 1 39. 2 26. 1 0. 7 30. 5 8. 4 42. 0 42. 0 30. 7 27. 2 28. 1 20. 8	37. 6 59. 1 64. 0 80. 2 91. 3 36. 1 54. 4 98. 3 58. 9 78. 0 36. 4 37. 6 51. 4 61. 7 65. 2 65. 8	3. 6 5. 2 14. 1 13. 3 5. 6 15. 8 16. 6 1. 0 8. 6 13. 4 11. 1 7. 4 8. 3 9. 3 3. 1 8. 7
平成27 [※] 年調査計 ⁴⁾ 26 25 24 23		100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	3. 2 3. 9 3. 2 2. 9 3. 9	84. 5 88. 3 88. 4 89. 8 88. 1	23. 7 26. 8 27. 4 35. 2 33. 6	60. 8 61. 5 61. 0 54. 6 54. 5	12. 3 7. 8 8. 3 7. 3 7. 9

注: 平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

^{1) []}内の数値は、全労働者に対する企業規模、産業別の労働者割合である。

^{2) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制等をいう。

^{3) 「}完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3数4休等をいう。

⁴⁾ 平成27[※]年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、 時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

(3) 年間休日総数

平成 26 年(又は平成 25 会計年度)の年間休日総数の 1 企業平均は 107.5 日、労働者 1 人平均は 113.2 日となっている。 1 企業平均年間休日総数を企業規模別にみると、1,000 人以上が 114.4 日、300~999 人が 112.0 日、100~299 人が 110.0 日、30~99 人が 106.2 日となっている。 産業別にみると、情報通信業が 120.5 日で最も多く、宿泊業,飲食サービス業が 95.3 日で最も少なくなっている。(第 4 表)

第4表 年間休日総数階級別企業割合、1企業平均年間休日総数及び労働者1人平均年間休日総数

	(単位:%)										
				年	三間休日	総数階組	汲			1企業	労働者1人
企業規模・産業・年	全企業	69日 以下	70~ 79日	80~ 89日	90~ 99日	100~ 109日	110~ 119日	120~ 129日	130日 以上	平均年間 休日総数 ¹⁾ (日)	平均年間 休日総数 ²⁾ (日)
平成27年調査計	100.0	1.8	3. 9	6.6	9. 6	32. 9	16. 7	27. 3	1. 2	107. 5	113. 2
1,000人以上	100.0	0.8	1. 1	0.8	4. 5	24.6	17. 9	49. 2	1.0	114. 4	117.7
300~999人	100.0	0.7	1.7	3.0	6.0	29.2	19.2	39.4	0.9	112.0	114. 1
100~299人	100.0	1.1	2.6	3.4	7.9	32.6	19.9	31.7	0.8	110.0	111.6
30 ~ 99人	100.0	2.2	4. 6	8.0	10.6	33.6	15. 5	24. 2	1. 3	106. 2	107. 2
鉱業,採石業,砂利採取業	100. 0	_	0.7	15. 4	19.8	43. 5	8. 0	12.6	_	103. 1	107. 6
建設業	100.0	0.1	5.0	19.3	10.6	32.0	9.5	23.5	-	104.3	111.5
製造業	100.0	-	0.8	4. 1	7.9	29.2	26. 1	30.4	1.5	111.6	117. 1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	_	1. 1	2.2	3.0	8.0	19.3	64.0	2. 2	118.0	121.8
情報通信業	100.0	-	0.1	-	0.3	11.1	9.5	77.2	1.7	120.5	121.5
運輸業,郵便業	100.0	5.9	8.5	14.7	18.0	30.3	5. 2	17.0	0.3	98.5	102.9
卸売業, 小売業	100.0	4.3	4. 4	6.1	12.8	34.4	15.0	21.6	1.3	104.9	111.2
金融業,保険業	100.0	0.2	1. 1	0.8	_	5.3	10.2	81.6	0.8	120.1	119.3
不動産業,物品賃貸業	100.0	0.4	2.9	7.9	11.2	31.1	15.9	29. 1	1.5	108.3	112.7
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	0.3	0.1	0.3	0.6	20.2	12.8	65. 2	0.4	118.0	119.9
宿泊業,飲食サービス業	100.0	4.3	17.6	10.9	12.6	43.6	6.2	4.8	_	95.3	100.4
生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	4. 1	8.3	13.6	15.5	36.3	5.6	15. 1	1.4	99.9	99. 5
教育, 学習支援業	100.0	_	5.6	7.0	8.3	23.7	16. 1	30.3	9. 1	110.8	114.2
医療,福祉	100.0	_	0.0	0.3	7.8	42.7	26. 2	22.2	0.9	110.8	111.9
複合サービス事業	100.0	0.7	1.4	1.4	12.0	21.9	15. 2	47.6	_	112.5	115.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	1. 9	3.8	6. 7	3. 1	37. 1	11. 9	35.4	0.0	108. 6	111.8
平成27 [※] 年調査計 ³⁾	100.0	2.3	4. 5	7. 7	10.0	32.8	15. 1	26.5	1. 1	106. 5	113. 0
26	100.0	3. 1	5.8	6.5	10.5	31.5	16.4	25.5	0.8	105.8	112.9
25	100.0	3.6	4. 9	7.7	9. 7	32. 1	18.8	22.2	1.0	105.4	112.6
24	100.0	2.6	3. 7	6.2	8.6	36. 1	16.8	24.7	1.2	106.9	113.5
23	100.0	2.4	3. 9	8. 1	10.6	35.0	14.6	23.9	1.5	106. 1	113.0

注: 平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

^{1) 「1}企業平均年間休日総数」は、前年(又は前々会計年度)1年間で、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を平均したものである。

^{2) 「}労働者1人平均年間休日総数」は、前年(又は前々会計年度)1年間で、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を、その適用される労働者により加重平均したものである。

³⁾ 平成27^{**}年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、 時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

(4) 年次有給休暇

ア 年次有給休暇の取得状況

平成 26 年(又は平成 25 会計年度) 1年間に企業が付与した年次有給休暇日数(繰越日数を除く。)は、労働者 1 人平均 18.4 日、そのうち労働者が取得した日数は 8.8 日で、取得率は 47.6%となっている。

取得率を企業規模別にみると、1,000 人以上が 52.2%、300~999 人が 47.1%、100~299 人が 44.9%、30~99 人が 43.2%となっている。(第5表)

第5表 労働者1人平均年次有給休暇の取得状況

性・企業規模・産業・年	労働者1人平均 付与日数 ¹⁾	労働者1人平均 取得日数 ²⁾	取得率 ³⁾ ^(%)
平成27年調査計	18. 4	8.8	47. 6
男	18. 7	8.4	44. 7
女	17. 5	9.3	53. 3
1,000人以上	19. 3	10. 1	52. 2
300~999人	18. 4	8. 7	47. 1
100~299人	17.8	8.0	44. 9
30 ~ 99人	17. 6	7. 6	43. 2
鉱業,採石業,砂利採取業	18. 0	10.3	57. 0
建設業	18. 6	7. 1	38. 1
製造業	19. 1	10. 1	52.8
電気・ガス・熱供給・水道業	19. 5	13.6	69.8
情報通信業	18. 7	10.3	55.0
運輸業,郵便業	18. 2	9.3	51. 1
卸売業, 小売業	18. 4	6. 4	34. 5
金融業,保険業	19. 5	9.5	49.0
不動産業,物品賃貸業	17. 2	7.3	42.6
学術研究, 専門・技術サービス業	18.8	9. 7	51.7
宿泊業,飲食サービス業	16.8	5. 4	32. 2
生活関連サービス業,娯楽業	16. 9	6. 5	38. 2
教育, 学習支援業	18. 7	7. 2	38.6
医療,福祉	16. 9	8.6	50.8
複合サービス事業	19. 3	6. 3	32. 4
サービス業(他に分類されないもの)	17. 5	8. 5	48.8
平成27 ^{**} 年調査計 ⁴⁾	18. 5	8.8	47. 6
26	18. 5	9.0	48.8
25	18. 3	8.6	47. 1
24	18. 3	9.0	49.3
23	17. 9	8.6	48. 1

注: 平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

^{1) 「}付与日数」は、繰越日数を除く。

^{2) 「}取得日数」は、前年(又は前々会計年度)1年間に実際に取得した日数である。

^{3) 「}取得率」は、取得日数計/付与日数計×100(%)である。

⁴⁾ 平成27[※]年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

イ 年次有給休暇の時間単位取得制度

年次有給休暇を時間単位で取得できる制度がある企業割合は16.2%となっている(第6表)。

第6表 年次有給休暇の時間単位取得制度の有無、取得可能日数階級別企業割合

(単位<u>:%)</u>

	1	ı															(手匹・/0)
企業規模・年	年次有給休暇の 全企業 時間単位取得制			(2得制 年次有給休暇の時間単位取得可能日数									年次有給休 暇の時間単 位取得制度				
		度がある企業 ¹⁾²⁾		1 目		2 目		3 目		4 日		5 目	6 ~	~ 9 目	10	日以上	がない企業
平成27年調査計	100.0	16.2 (100.0)	(1.6)	(5. 2)	(1.7)	(2.3)	(81. 2)	(-)	(0.7)	83. 8
1,000人以上 300~999人 100~299人 30~ 99人	100. 0 100. 0	14. 2 (100. 0) 16. 7 (100. 0) 17. 1 (100. 0) 15. 9 (100. 0)	(2. 0) 2. 9)	(3. 7) 2. 4) 7. 2) 4. 9)	(((2. 3) 2. 8) 3. 5) 1. 0)	(3. 1)	(85. 8) 81. 7) 81. 0) 81. 1)	(-) -) -)	(-) 1. 2) -) 0. 9)	85. 8 83. 3 82. 9 84. 1
平成27 [※] 年調査計 ³ 26	100. 0 100. 0	10.9 (100.0) 11.8 (100.0)	(1. 4) 0. 6)	(6. 1) 6. 3)	(2. 6) 1. 6)	(3. 2) 2. 1)	`	75. 0) 86. 9)	(-) 0. 7)	(0. 8) 0. 0)	89. 1 88. 2

注: 平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

^{1) ()}内の数値は、年次有給休暇の時間単位取得制度がある企業を100とした割合である。

^{2) 「}年次有給休暇の時間単位取得制度がある企業」には、取得日数が未定の企業を含む。

³⁾ 平成27^{**}年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で 比較する場合には、こちらを参照されたい。

(5) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している企業割合は52.8%となっている。企業規模別にみると、1,000人以上が63.9%、300~999人が64.3%、100~299人が60.3%、30~99人が49.1%となっている。産業別にみると、鉱業,採石業,砂利採取業が83.2%で最も高く、金融業,保険業が25.8%で最も低くなっている。

変形労働時間制の種類別(複数回答)にみると、「1年単位の変形労働時間制」が30.6%、「1か月単位の変形労働時間制」が20.3%、「フレックスタイム制」が4.3%となっている。(第7表)

第7表 変形労働時間制の有無、種類別採用企業割合

						(単位:%)
		変形労働	変形労働時	問制の種類((複数回答)	変形労働
企業規模・産業・年	全企業	時間制を 採用して いる企業 ¹⁾	1年単位の 変形労働 時間制	1か月単位 の変形労働 時間制	フレックス タイム制	時間制を 採用して いない 企業
平成27年調査計	100.0	52.8	30.6	20. 3	4. 3	47.2
1,000人以上	100.0	63. 9	20.6	36. 6	21. 7	36. 1
300~999人 100~299人	100. 0 100. 0	64. 3 60. 3	27. 3 32. 6	32. 4 25. 6	13. 2 6. 9	35. 7 39. 7
30 ~ 99人	100.0	49. 1	30.6	17. 2	2. 2	50.9
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	83. 2	67. 6	13. 7	6. 1	16.8
建設業 製造業	100.0	53. 0	41. 2	10. 4	2.0	47. 0
製垣業 電気・ガス・熱供給・水道業	100. 0 100. 0	57. 6 65. 3	47. 9 25. 7	7. 9 42. 9	5. 2 10. 2	42. 4 34. 7
情報通信業	100.0	29. 4	3. 9	10. 9	17. 0	70.6
運輸業,郵便業	100.0	68. 7	48. 4	20. 4	4. 5	31. 3
卸売業, 小売業	100.0	45. 1	26.0	17. 4	3.0	54. 9
金融業,保険業	100.0	25.8	3.8	15. 7	8.0	74. 2
不動産業,物品賃貸業	100.0	59. 5	28.0	28.8	6. 2	40.5
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	37. 2	20.8	4. 0	13. 7	62.8
宿泊業,飲食サービス業	100.0	56.6	23. 2	30. 2	2.8	43.4
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	47. 1	27.8	23. 7	0.6	52. 9
教育,学習支援業	100.0	47. 6	34. 0	14. 8	1. 9	52. 4
医療, 福祉 複合サービス事業	100.0	61. 1	11.8	49. 2	2.0	38. 9
複合サービス事業 サービス業(他に分類されないもの)	100. 0 100. 0	50. 8 41. 3	29. 4 22. 1	19. 1 17. 2	14. 4 4. 9	49. 2 58. 7
ケーロハ来(他に分類で40ないもの)	100.0	41. 3	22.1	11.2	4. 9	56. 7
平成27 [※] 年調査計 ²⁾	100.0	52. 1	33.8	15. 9	4. 9	47. 9
26	100.0	55. 6	35. 4		5. 3	44.4
25	100.0	51. 1	32.3	16. 6	5. 0	48. 9
24	100.0	51. 3	33. 3	15. 8	5. 2	48. 7
23	100.0	53. 9	36. 9	14. 1	5. 9	46. 1

注: 平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

^{1) 「}変形労働時間制を採用している企業」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」を採用している企業を含む。

²⁾ 平成27**年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

変形労働時間制の適用を受ける労働者割合は 46.5%で、変形労働時間制の種類別にみると、「1年単位の変形労働時間制」は 20.2%、「1か月単位の変形労働時間制」は 19.7%、「フレックスタイム制」は 6.7%となっている (第8表)。

第8表 変形労働時間制の有無、種類別適用労働者割合

						(単位:%)
		変形労働	変形	変形労働		
企業規模・産業・年	労働者 計	時間制の 適用を 受ける 労働者 ¹⁾	1年単位の 変形労働 時間制	1か月単位 の変形労働 時間制	フレックス タイム制	時間制の 適用を 受けない 労働者
平成27年調査計	100.0	46. 5	20. 2	19. 7	6. 7	53. 5
1,000人以上 300~999人 100~299人 30~ 99人	100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	41. 2 51. 1 50. 5 47. 3	8. 1 20. 5 28. 6 30. 7	21. 8 23. 1 18. 2 14. 8	11. 2 7. 5 3. 6 1. 8	58. 8 48. 9 49. 5 52. 7
鉱業,採石業,砂利採取業 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業,郵便業 卸売業,小売業 金融業,保険業 不動産業,物品賃貸業 学術研究,専門・技術サービス業 宿泊業,飲食サービス業 在活関連サービス業,娯楽業 教育,学習支援業 医療,福祉 複合サービス事業	100. 0 100. 0	58. 7 40. 0 49. 9 42. 1 24. 9 64. 9 51. 8 15. 8 41. 7 36. 7 54. 2 47. 4 32. 2 52. 5 20. 5	45. 6 27. 5 29. 7 3. 0 1. 6 28. 8 23. 1 0. 3 18. 0 12. 1 17. 6 21. 0 13. 8 7. 9 9. 7	10. 0 9. 6 8. 2 25. 1 6. 6 32. 6 24. 8 12. 6 15. 2 7. 7 35. 7 26. 0 17. 8 44. 0 8. 2	3. 1 2. 8 11. 9 14. 0 16. 7 3. 4 3. 9 3. 0 8. 5 16. 9 0. 9 0. 3 0. 6 0. 6 2. 6	41. 3 60. 0 50. 1 57. 9 75. 1 35. 1 48. 2 84. 2 58. 3 63. 3 45. 8 52. 6 67. 8 47. 5 79. 5
では、 マ成27 ^{**} 年調査計 ²⁾ 26 25 24 23	100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	20. 5 38. 1 47. 2 48. 6 46. 7 48. 4 48. 9	9. 7 16. 4 22. 8 23. 3 21. 3 22. 8 24. 6	6. 2 16. 3 16. 4 16. 9 17. 4 17. 8 15. 9	5. 3 7. 9 8. 3	52. 8 51. 4 53. 3 51. 6 51. 1

注: 平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

^{1) 「}変形労働時間制の適用を受ける労働者」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」の適用を受ける労働者を含む。

²⁾ 平成27[※]年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

(6) みなし労働時間制

みなし労働時間制を採用している企業割合は13.0%となっており、これをみなし労働時間制の種類別(複数回答)にみると、「事業場外みなし労働時間制」が11.3%、「専門業務型裁量労働制」が0.6%となっている(第9表)。

第9表 みなし労働時間制の有無、種類別採用企業割合

						(単位:%)	
		みなし労働	みなし労働	みなし労働			
企業規模・産業・年	全企業	時間制を 採用して いる企業	事業場外み なし労働時 間制	なし労働時 専門業務型		時間制を採用していない企業	
平成27年調査計	100.0	13. 0	11.3	2.3	0.6	87. 0	
1,000人以上	100.0	24. 5	17.0	9.6	5. 9	75. 5	
300~999人	100.0	18. 5	14. 3	4.9	2.0	81.5	
100~299人	100.0	16. 9	14. 9	2.5	0.9	83. 1	
30 ~ 99人	100.0	11. 0	9. 7	1. 7	0.2	89.0	
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	13. 4	12. 2	-	1.2	86.6	
建設業	100.0	12. 7	12.5	0.2	0.1	87.3	
製造業	100.0	14. 2	12.7	3. 1	0.8	85.8	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	11.9	11.0	0.9	0.4	88. 1	
情報通信業	100.0	28. 2	13.5	19.4	3.7	71.8	
運輸業,郵便業	100.0	11.3	11.3	0.0	0.0	88.7	
卸売業, 小売業	100.0	19. 1	17.7	1.6	0.6	80.9	
金融業,保険業	100.0	14. 2	11.9	0.2	2.5	85.8	
不動産業,物品賃貸業	100.0	20.0	19.3	0.5	0.6	80.0	
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	17. 1	12.7	7.4	1.3	82.9	
宿泊業, 飲食サービス業	100.0	12.6	8.9	3.5	0.6	87.4	
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	11. 3	10.8	0.2	0.3	88.7	
教育,学習支援業	100.0	11.8	6. 1	5.8	-	88.2	
医療,福祉	100.0	1.4	1.3	-	0.1	98.6	
複合サービス事業	100.0	13. 4	13. 4	-	-	86.6	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	12. 1	10.8	0.4	0.9	87.9	
平成27 [※] 年調査計 ¹⁾	100.0	15. 0	13. 1	2. 5	0.7	85.0	
26	100.0	13. 3	11. 3	3. 1	0.8	86.7	
25	100.0	10.8	9. 2	2.2	0.8	89. 2	
24	100.0	11. 9	10. 4	2. 3	0. 7	88. 1	
23	100.0	11. 2	9. 3	2. 2	0.7	88.8	

注: 平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

¹⁾ 平成27[※]年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。

みなし労働時間制の適用を受ける労働者割合は8.4%となっており、これをみなし労働時間制の種類別にみると「事業場外みなし労働時間制」が7.0%、「専門業務型裁量労働制」が1.1%、「企画業務型裁量労働制」が0.2%となっている(第10表)。

第10表 みなし労働時間制の有無、種類別適用労働者割合

	1				(単位:%)
	みなし労働	みな	種類	みなし労働 時間制の	
労働者計	瞬間間の 適用を 受働者	事業場外 みなし 労働時間制	専門業務型 裁量労働制	企画業務型 裁量労働制	時間間の 適用を 受けない 労働者
100.0	8.4	7. 0	1. 1	0.2	91.6
100.0	10.3	7.8	2.0	0.5	89. 7
100.0	8.0	6.9	1.0	0.1	92.0
100.0	8. 1	7.4	0.6	0.1	91.9
100.0	5. 9	5. 4	0.5	0.0	94. 1
100.0	3. 5	3. 5	_	0.1	96. 5
100.0	8.2	8. 1	0. 1	0.1	91.8
100.0	6.7	5. 1	1. 3	0.3	93.3
100.0	3.0	3.0	0.0	0.0	97.0
100.0	14. 5	7.4	6.6	0.5	85. 5
100.0	11.5	11.5	0.0	0.0	88.5
100.0	12. 1	11.6	0. 2	0.2	87.9
100.0	9.0	7.7	0.0	1.3	91.0
100.0	10. 1	10.0	0.0	0.0	89. 9
100.0	14. 7	10.6	3. 9	0.2	85.3
100.0	4.6	4.4	0. 1	0.1	95.4
100.0	7.4	7. 2	0.0	0.1	92.6
100.0	11.7	4.5	7. 2	_	88.3
100.0	1.7	1. 7	_	0.0	98. 3
100.0	13.9	13. 9	_	_	86. 1
100.0	6.4	5. 9	0. 5	0.1	93.6
100.0	8.9	7. 6	1. 1	0.3	91.1
100.0	8. 1	6. 9	1.0	0.2	91. 9
100.0	8. 1	6.6	1. 2	0.3	91.9
100.0	8.5	7. 1	1. 1	0.3	91.5
100.0	7.3	5.6	1.2	0.4	92.7
	100. 0 100. 0	労働者 計 時間制の 適用を 受ける 労働者 100.0 8.4 100.0 10.3 100.0 8.0 100.0 8.1 100.0 3.5 100.0 3.5 100.0 6.7 100.0 14.5 100.0 12.1 100.0 12.1 100.0 14.7 100.0 14.7 100.0 14.7 100.0 11.7 100.0 13.9 100.0 8.9 100.0 8.9 100.0 8.1 100.0 8.1 100.0 8.1 100.0 8.5	労働者 計 時間制の適用を受ける労働者 事業場外 みなし 労働時間制 100.0 10.3 7.8 100.0 10.3 7.8 100.0 8.0 6.9 100.0 8.1 7.4 100.0 3.5 3.5 100.0 3.5 3.5 100.0 8.2 8.1 100.0 3.0 3.0 100.0 14.5 7.4 100.0 14.5 7.4 100.0 12.1 11.6 100.0 12.1 11.6 100.0 12.1 11.6 100.0 14.7 10.6 100.0 14.7 10.6 100.0 14.7 10.6 100.0 11.7 4.5 100.0 13.9 13.9 100.0 13.9 13.9 100.0 8.9 7.6 100.0 8.1 6.9 100.0 8.1 6.6 100.0 8.1 6.6 100.0 8.5 7.1	労働者 時間制の 適用を 受ける 労働時間制 事業場外 みなし 労働時間制 専門業務型 裁量労働制 100.0 8.4 7.0 1.1 100.0 10.3 7.8 2.0 100.0 8.0 6.9 1.0 100.0 8.1 7.4 0.6 100.0 8.2 8.1 0.1 100.0 3.5 3.5 - 100.0 8.2 8.1 0.1 100.0 3.0 3.0 0.0 100.0 14.5 7.4 6.6 100.0 14.5 7.4 6.6 100.0 11.5 11.5 0.0 100.0 12.1 11.6 0.2 100.0 12.1 11.6 0.2 100.0 14.7 10.6 3.9 100.0 14.7 10.6 3.9 100.0 14.7 10.6 3.9 100.0 15.9 13.9 - 100.0 1.7 1.7 - 100.0 15.9 13.9 -	労働者計 時間制の適用を受ける労働者 事業場外 みなし 労働時間制 専門業務型 裁量労働制 企画業務型 裁量労働制 100.0 10.3 7.8 2.0 0.5 100.0 8.0 6.9 1.0 0.1 100.0 8.1 7.4 0.6 0.1 100.0 8.1 7.4 0.6 0.1 100.0 5.9 5.4 0.5 0.0 100.0 8.2 8.1 0.1 0.1 100.0 8.2 8.1 0.1 0.1 100.0 6.7 5.1 1.3 0.3 100.0 14.5 7.4 6.6 0.5 100.0 14.5 7.4 6.6 0.5 100.0 10.1 1.5 0.0 0.0 100.0 10.1 1.5 0.0 0.0 100.0 10.1 10.0 0.0 0.0 100.0 10.1 10.0 0.0 0.0 100.0 14.7 10.6 3.9 <t< td=""></t<>

注: 平成26年調査以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年調査から「常用労働者が30人以上である民営法人」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。

¹⁾ 平成27^{**}年調査計は「常用労働者が30人以上である会社組織の民営企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計であり、時系列で比較する場合には、こちらを参照されたい。